東京都六市競艇事業組合規約の一部を変更する規約

上記の議案を提出する。

令和7年(2025年)11月28日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

東京都六市競艇事業組合規約の一部を変更する規約

東京都六市競艇事業組合規約(昭和41年4月7日東京都知事許可)の一部を次のように変更する。

題名を次のように改める。

東京都六市ボートレース事業組合規約

第1条中「東京都六市競艇事業組合」を「東京都六市ボートレース事業組合」に改める。

附則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

(変更理由)

令和8年4月1日より当組合の名称を「東京都六市ボートレース事業組合」に変更するため、当組合規約を変更するものです。

東京都六市競艇事業組合規約 新旧対照表(下線の部分は改正部分)

新	旧
東京都六市ボートレース事業組合規約	東京都六市競艇事業組合規約
(組合の名称) 第1条 この組合は、 <u>東京都六市ボートレース事業組合</u> (以下「組合」という。)という。	(組合の名称) 第1条 この組合は、 <u>東京都六市競艇事業組合</u> (以下「組合」という。)という。
<u>附 則</u> この規約は、令和8年4月1日から施行する。	